

# 本願寺史料研究所報

第67・68号

発行所

本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話

〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者

所長 赤松 徹眞

発行日

二〇二五年三月三〇日

本願寺における社会事業の一片

―あそか診療所の歴史と活動―

大原 実代子

はじめに

令和六年(二〇二四)二月、一般財団法人本願寺ビハラ医療福祉法人は、同年の三月末をもってあそか花屋町クリニック(以下、「クリニック」と略す)を閉院することを公表した。クリニックは、その前身のあそか診療所時代より、本願寺の職員・参拝者や近隣住民の健康管理に携わっていた。

閉院に当たって、クリニックの歴史と活動を『本願寺

新報』やその前身の『教海一瀾』、『中外日報』などの記事を中心に振り返ってみたいと思う。

クリニックの歴史は、昭和元年(一九二六)の「六条診療所」開院に始まる。その後、十七年に「本願寺診療所」、三十三年に「あそか診療所」と名称を変更し、最後は令和三年に「あそか花屋町クリニック」となった。

本稿ではクリニックの前身に当たる「六条診療所」ならびに「あそか診療所」については「診療所」という略名称で統一表現することにする。また、「本願寺」とのみ表記したものは、浄土真宗本願寺派本願寺(西本願寺)を指すものとする。

## 一 診療所の設立

診療所は、本願寺が母体となる大日本仏教慈善会財団(以下、「慈善会財団」と略する)によって設立された。

この慈善会財団は、明治三十四年（一九〇一）六月二十二日に、本願寺が内務省へ財団の設立認可申請書を提出し、九月二十一日付で、内務・司法・文部三省大臣名をもつて設立認可を得たもので、初代理事長には赤松連城が就任した。

財団の設立認可に先立ち、三十三年七月十日に發布された「大日本仏教慈善会財団設立条例」の第一条には、財団が行う事業項目として、①貧者施療、②孤児養育、③罹災救助、④免囚保護、⑤感化、⑥布教補助、⑦学校寄付の七事業が挙げられている（「法度第九号」）。

これに基づき、広島の育兒院・感化院・保護院（明治三十四年）、本願寺看護婦養成所（同三十七年）、軍人遺孤児養育院（同三十八年）を直接経営したほか、教団内外の各種慈善施設・団体（施薬院・孤児院・育兒院など）への補助金、自然災害による罹災救助のための義援金、日露戦争による戦没者遺族・出征家族への支援金交付などの事業を行っていた。また、本願寺派関係者による慈善病院設立に当たっては、補助金を交付し、島根や東京に病院が設立されつつあった（慈善会財団については『増補改訂 本願寺史』第三卷第六章参照）。

しかし、貧者施療については、事業項目の第一番目に挙げられているにもかかわらず、明治三十年代には慈善会財団が直接運営する施設は未だなかった。

四十一年になって、病院設立についての検討がされ始めた。四十四年には、慈善会財団より三〇万円を拠出し、

大阪に慈善病院を創設するという計画が出された。京都ではなく大阪というのは、大阪は京都に比して人口が多く、労働者や貧困者も多いということからであった。その一方で、京都での病院設立を望む声も多くあった。

結局この時は、大阪での創設については「慈善会財団寄附行為」の改正が必要になることに加え、本願寺執行所財源の確保が困難であることなどから、設立には至らなかった（『中外日報』明治四十一年四月二十三日・四十四年六月十日・六月十三日・六月三十日・中西直樹『仏教と医療・福祉の近代史』法藏館、二〇〇四年）。

その後、昭和元年になって立地場所・資金面などの問題が解消され、京都に診療所設立がようやく実現することになったのである。

大正末期から昭和初期にかけての日本経済は、第一次世界大戦による輸出増大の好景気（いわゆる「大戦景気」）から一転して、戦後恐慌に陥っていた。さらに大正十二年（一九二三）の関東大震災後の震災恐慌、昭和二年の金融恐慌、五年の昭和恐慌などによって日本経済はますます弱体化していった。アメリカ向け生糸の輸出は激減し、日本国内では、冷害、凶作、昭和三陸津波などによって、米が不作となった。そのため、東北を中心とする農村部では身売りする娘や欠食児童が急増するという状況にあった。

本願寺にあつては、大正十一年四月一日、教務部内に社会課が新設された。「社会課規定」<sup>(マ)</sup>（「甲教示第四号」）

では、「社会的施設ノ調査並ニ派内社会事業ノ振興及連絡ヲ図ル為メ本山執行所ニ社会課ヲ置ク」(第一条)とし、社会課の事務を「監獄布教」と「其他ノ社会事業」の二種に分ち(第二条)、「社会課ノ執務中布教ニ關シテハ教務部ニ、社会的施設ニ關シテハ慈善会財団ト協同動作ス」(第三条)などと決められた。その後、本願寺の社会事業は、翌年の関東大震災を契機に、大きく展開することになる。

昭和二年四月、社会課は社会部に昇格した(「甲教示第八号」)。「執行所事務規程」第十条で「社会部ハ社会事業ニ關スル事務ヲ担任」するとして、「社会的施設ノ調査ニ關スル事項」「派内社会事業ノ振興及聯絡ニ關スル事項」「其他ノ社会事業ニ關スル事項」などが社会部の業務とされた。

診療所が設置されたのは、このように日本経済が疲弊しており、また本願寺をはじめとして、一般にも社会事業に關する意識が萌芽しつつある時代であった。

診療所設置に当たっては、まず左記の「六条診療所規程」が制定された(実施は昭和元年七月一日より。『教海一瀾』第七一九号、大正十五年六月三十日)。

第一条 大日本仏教慈善会財団ニ診療所ヲ設ケ、六条診療所ト称ス

第二条 本所ハ京都市下京区油小路通七条上ル米屋町百六拾七番地ニ置ク

第三条 本所ハ左記外来患者ニ限り取扱ヒ、総テ無料トス

- 一、貧困者ト認メタル者
- 一、特殊ノ事情ニヨリ困難スル者

一、救済団体ヨリ紹介アル者

第四条 本所ニ於ケル患者取扱時間ハ毎日午後一時ヨリ午後五時迄トス

但シ、日曜日、祝祭日ハ休療ス

第五条 本所ハ如何ナル場合ニモ往診並ニ二時間外診療ノ需メニ応セス

第六条 本所ニ左ノ職員及係員ヲ置ク

- 顧問 一名
- 所長 一名
- 医員 若干名
- 薬局員 若干名
- 看護婦 若干名
- 雇員 若干名

第七条 本所ノ経営ハ大日本仏教慈善会財団ノ負担及特志ノ寄附ニ依ル

この規程に基づき、診療全般に關する事務を京都帝国大学教授の松尾巖医学博士に依頼し、同氏を顧問として、所長に大川三治郎医学博士を、医員に小林幸治郎・吉田米太郎両医学士を、薬剤師に長沢富之助を、看護婦長に南茂をそれぞれ囑託し、昭和元年七月十日からの開院と

なった。

開設当初の診療科目は、内科・小児科で、当時の最新設備を備えていた。場所は、下京区油小路七条上ル米屋町一六七番地（現一般財団法人同和教育振興会・本願寺同朋センター）であった（『教海一瀾』第七一九号）。

診療所は、規程の第三条にあるように、失職、その他の事情によって生活困難な上に病苦に悩む人びとのため、無料診療所として開設する（『教海一瀾』第七七八号、昭和六年十月一日）という慈善診療からの出発であった。

## 二 診療所の移転と所長

診療所は、昭和元年の創設時以来、下京区油小路七条上ル米屋町での活動を続けていた。十五年頃には、医療事業が一般にも広く認識され、診察者の数が増加して、従来の建物では狭くなってきたことや医療設備の面からも、改築が必要となっていた。各方面から社会事業に対する理解も得て、十六年度より改築事業が進められた。

十七年三月、「六条診療所」から「本願寺診療所」へ名称を変更し、小児科室の設備の充実を計り、多子家庭の医療費低減などの国民厚生運動に貢献した（『本願寺新報』昭和十七年三月五日）。

三十三年になって、医療保護の強化と、内容の拡充が企画された。宗派からの補助を得て、本願寺正面通油小



伝道院 1 階にあった「あそか診療所」（昭和 36 年）

路角の伝道院一階に移転し、「あそか診療所」と改称して再発足することとなり、一月八日より診療が開始された。

診療内容は、内科・小児科のほか、新たに産婦人科・X線科の各科が置かれ、四名の医師を含む九名が常勤した。特に産婦人科においては、定員五名の病室を備え、出産にも対応が可能となった。診療は生活保護家庭の診

療に重点が置かれていたが、健康保険法・結核予防法・優生保護法の指定も受けた（『本願寺新報』昭和三十三年一月二十五日）。

三十五年四月には、翌年三月より勤修される宗祖親鸞聖人七百回大遠忌法要に向けての救護計画が作成された。その際、診療所の基本計画として外科を新設し、二〇床程度の入院設備を備えた診療所拡充案が、河野勉所長から慈善会財団理事会へ提出されたが、承認には至らなかった（「親鸞聖人七百回大遠忌法要記録」本願寺史料研究所保管）。

四十八年には、診療所の創建当時の場所である下京区油小路七条上ル米屋町の開教使研修所センター跡地に新築移転となった。この移転は、伝道院の改築工事に伴うもので、設備費を含めて一二九〇万円をかけ、鉄筋二階建の診療所が新築された。

一階には事務室・休養室・内科・小児科・レントゲン科が、二階には、婦人科と診療所初の診療科目である歯科と医局・所長室・消毒室・成人病センターが置かれた。その他トイレ二か所・火災受信所、診療所の南側には駐車場も設けられた（『本願寺新報』昭和四十八年七月一日）。

診療は九月より始められ、歯科は、医科大学の関係医師が担当し、口腔外科も担当した（『本願寺新報』昭和四十八年九月二十日）。

平成十年（一九九八）には、下京区花屋町通堀川西入

ル柿本町（北境内地）の本願寺門徒会館内に移転した。診療科目は、内科・小児科・歯科であった。

新診療所は、床面積約二〇〇㎡で、最新のレントゲン機器が設置され、歯科の機器設備も一部入れ替えられた。門徒会館内に移ったことにより、本願寺での法要参拝者への緊急対応が可能となった。

二十一年四月からは、歯科が廃止され、内科と皮膚科の診療となった。

令和三年（二〇二二）、診療所建物（門徒会館）が老朽化してきたこともあり、京都教区教務所北隣（下京区油小路通新花屋町下ル西若松町）に宗門総合振興計画推進費より約一億五〇〇〇万円をかけて新築・移転した。本願寺が所有する約四〇〇㎡の土地を、宗派に二十年間無償貸与し、建物は宗派が財団法人本願寺ビハラ医療福祉会に無償貸与する形となった。名称も「あそか花屋町クリニク」と改称した。

建物は、木造二階建てで、延べ床面積は約三三〇㎡と、それまでの診療所の約三・五倍に拡充した。一階には、受付・待合室のほか、診察室二室・点滴・採血・心電図計測などを行う処置室の診療スペースが設けられた。二階には御内仏を安置した多目的のルームや会議室が設けられ、多目的のルームでは、健康に関するセミナーの開催、地域住民を対象とした健康相談、健康診断などに活用された。

診療科目は内科と消化器内科で、所長以下四人の医師

が交代で診療に当たり、敷地内に薬局も置かれた。また、デジタルレントゲンなどの設備を整え、医療法人財団康生会武田病院などと連携し、医療機関としての充実が図られた。さらに、京都府城陽市のあそかビハラー病院（平成二十年四月「あそか第二診療所（ビハラークリニック）」として開設、二十六年改称。翌年二月には、国内初の仏教精神を理念とした独立型緩和ケア病棟としての認可を受けた）とともに、本格的に「ビハラーターナルプラン」の一翼を担うという役割も得て、新たなスタートを切ることとなった（『文化時報』令和元年四月二十日）。

クリニックでは、①多角的検査を用いた診断と、患者ひとり一人に合わせた予防・治療へ取り組むこと、②患者の権利尊重を第一に、信頼されるクリニックづくりを目指すこと、③セミナーや講演会を通して最新の医療情報を提供すること、の三点を具体的な理念として挙げた。

また、基本方針として、①予防医学（早期発見・早期治療・予防の重要性を広く啓蒙する）、②患者サービスの向上（患者の権利を尊重し、患者中心のサービスを提供する）、③安全な医療（医療事故「ゼロ」を目指し、安全な医療を推進するための体制を作る）、④地域との連携（地域の関連機関との連携を密にし、地域の保健・医療・福祉に貢献する）、⑤医療の質向上（常に研鑽に励み、医療の質の向上に努める）の五項目を掲げていた（クリニックHP）。

三年六月一日より開院したクリニックでは、新型コロナ

ナウイルスワクチン接種対応医療機関として（接種会場は隣接する顕道会館）、京都市内外を問わず、ワクチン接種券を持つ人を対象として広く受け付け、接種するなど、開院早々地元の要請に応えた。

九月一日よりは、本願寺宗務所員・寺務所員および扶養家族らについて、クリニックでの診療費免除（自己負担割合〇割<sup>ゼロ</sup>）とする旨の案内もあった。それまでも、診療所内には一般患者に対して、診療費について相談に応じる旨を記した貼紙が掲示されており、職員関係者以外にも医療費についての相談・配慮がされており、創立当初の運営方針に対応していた。

創立当初以降の歴代所長は、不明な点もあるが、おおよそ表 1 の通りである。

表 1 診療所歴代所長一覧

名 前	就 任 期 間
大川 三治郎	大正15年7月～昭和32年4月★1・2
河野 勉	昭和33年1月～昭和48年8月
足利 八郎	昭和48年9月～ ★3
三宅 正雄	昭和62年4月～ ★3
伊地知濱夫	平成10年4月～ ★3
佐々木恵雲	平成14年1月～平成21年5月
酒井 章	平成21年6月～平成29年3月
川上 明	平成29年4月～令和元年3月
柳井 豊	令和元年4月～令和2年3月
村岡 潔	令和2年4月～令和3年9月
山村 卓	令和3年10月～令和4年3月
檜原 知啓	令和4年4月～令和4年6月
坂口 健太郎	令和4年7月～令和5年3月
西崎 知之	令和5年4月～令和6年3月
★1 昭和5年5月～7月は、大川所長海外視察のため、古谷登氏が所長を務めた。	
★2 退任年月は不明であるが、この年までは確認できた。	
★3 退任年月不明	

初代の大川所長は、診療所開設時から昭和三十二年まで代わらず所長を務めたが、直近のクリニック時代になると、閉院までの三年間では、実に五人もの所長が就任しており、医療スタッフの確保が如何に困難であったかをうかがい知れる。

### 三 診療所の運営

設立当初の診療所の経営母体は、慈善会財団であった。「大日本仏教慈善会財団設立条例」では、財団資金は総計五〇〇万円で（第三条）、その資金は寄附行為とし、宗派内外を問わず「世の仁人志士に募る」（第四条）としている（明治三十三年「法度第九号」）。

昭和初期には、宮内省より社会事業奨励金として、六条診療所・六華園（京都）、築地社会部・六華園・アソカ会・本所診療所（以上東京）などの本願寺関係社会事業施設に下賜金があった（『教海一瀾』第七九五号、昭和八年三月八日）。

八年度には、診療所へ宮内省・内務省より各金一〇〇円、京都府より金一〇〇円、三菱助成金より金五〇〇円、本願寺執行所より金七〇〇円、同社会部より金一〇〇円、仏教婦人青年会より金三〇〇円、貴族院の片岡直温議員より金三〇〇円などの寄付を受けた（『教海一瀾』第八〇六号、昭和九年二月十五日）。

診療所開設一年後には、病院組織への発展を望む声が

寄せられた。特に下京区の方面委員（低所得者層の救済など地域の社会福祉事業を目的とする活動を行っていた名誉職員で、現在の民生委員の前身）からの病院化要望の声が大きかった（『中外日報』昭和二年七月二十四日・三年三月十五日）。しかし、病院運営に当たっては、入院患者の取り扱いが必要で、病院建設は経費面においても実現は困難であった（『中外日報』昭和三年六月二十七日）。そのため、無料診療ではなく、医師会に加入して実費診療制度にすれば、経営面で慈善会財団の負担が軽減できるとの案が出されたが、まだこの時点では無料での診療が続けられた。

また、三年二月の九条武子本願寺仏教婦人会聯合部長の死後、困窮者救護のための病院設立をという彼女の遺志を継いで募金運動が行われていることから、その一部を借用し、京都での病院建設費用に充てるという案も出された（『中外日報』昭和三年十月十四日）が、実現には至らなかった。

昭和五年五月から七月まで、大川所長は欧米の病院・診療施設を視察した。帰国後、欧米の病院は、医科大学・病院・個人病院・社会事業としての病院の三つに大別でき、社会事業としての病院は主として宗教関係のものである。その経営の根本は、巨額の寄付によるものであり、その多くは遺産寄付のような個人主義的行為で行われている。しかし、日本のような家族主義の中ではそのような形態の寄付は望めず、どのように資金を集めるかが問

題であると報告している(『中外日報』昭和六年四月二十九日)。

昭和六年には、勝如宗主の伝灯報告会の記念事業として、再び病院建設の話が出された。診療所の創建当初の建物は、一一二坪であったが、患者数が増加したこともあって、診療所の拡張・改築が検討された。

病院建設にあたっては、特別積立金が三万円ほどあり、これを建築基本金にするというものであった。ただ、病院の建物建築は実現できても、医師や看護師を増員して、継続的に人件費を確保していくという見通しは立っていなかった(『中外日報』昭和六年七月十日)。

同年十二月十三日に開催された財団理事会では、斯波しば随性ずいしょう理事長を中心に、移転改築計画が出され、協議の結果、移転・改築に全理事の賛成を得て、第一期計画として西六条某所の土地六〇〇坪を買収し、十二月末に登記手続が終了した。計画では、勝如宗主の伝灯奉告会記念として、鉄筋三階建の診療所を建設し、将来的には「本願寺病院」として展開することを予定していた(『教海一瀾』第七八一号、昭和七年一月一日)。しかし、この移転計画については、この号以降の『教海一瀾』では場所などの具体的な話を追うことができず、実際のところ、どこまで話が進んだのかは不明である。結局、この時点での診療所の運営が無料診療であったことから、将来的に継続して人件費を確保する目的が立たなかったことから、病院化の実現には至らなかったであろう。

平成二十九年に、慈善会財団は、一般財団法人本願寺ビハーク医療福祉会と名称を変更した。診療所は「保健医療機関／一般財団法人本願寺ビハーク医療福祉会／西本願寺あそか診療所」(〓は改行を示す)と看板を掲げ、引き続き診療を続けた。

#### 四 診療所の初期実績

診療所開所以降、昭和元年末までの一三五日間にわたる診療所実績(大正十五年・昭和元年度)は、延べ患者数七一〇八人、一日当たりで約五二人を数えた。

患者数の内訳は、以下の通りであった(『教海一瀾』第七二六号、昭和二年一月二十九日)。

初診患者 計一二八六人

男性六二九人

(大人四九六人・小人一三三人)

女性六五七人

(大人五四〇人・小人一一七人)

再診患者 計一八六六人

男性九一八人

(大人七二六人・小人一九二人)

女性九四八人

(大人七七六人・小人一七二人)

診察後投薬のみ患者数 計三九五六人



男性一八六三人

(大人一六四一人・小人二二二人)

女性二〇九三人

(大人一八五九人・小人二三四人)

患者の職業は、八百屋・大工・店員・行商人・彫刻職人・僧侶・官吏・船員・湯屋・露天商・仲介業・理髪職人・苦学生・無職などと、実に多岐にわたっていた(『教海一瀾』第七二六号)。

昭和二年度の診療実績は、新患者数は計一五〇六人、診察日数は二八八日、一日平均での患者数は五九人、延べ患者人数は一万六九一二人で、延べ投薬日数は五万九一九二日分、患者一人の平均服薬日数は三九日となっている。

翌三年度の診療実績は、新患者の総計は一一三一人、診察日数は二八六日、一日平均での患者数は五六人強、延べ患者人数は一万六三四〇人で、延べ投薬日数は四万九〇二〇日分以上、患者一人の平均服薬日数は四三日強であった(『教海一瀾』第七四八号、昭和四年一月二十五日)。

診療所では、これだけの人数に対して無料診療・無料投薬をしていたが、この服薬日数が多いことについて、「診療所に来る患者が貧民階級と云ふことで患者の栄養不良の実情を如実に示して」と分析している。したがって「此の種の救療事業としては単に施薬だけを考へ

ることには欠陥があるため、病院設備に加え、生活環境改善を含めた「諸事業の完成が期せられるべき」であるとしている(『教海一瀾』第七四八号)。

開設以来五年を経て、来患者実数は五〇六四人、延べ患者数は八万五四四四人を数えた。開設当初は、京都市内で唯一の救療施設であったが、昭和六年頃には、京都市やその他の団体による救療施設、あるいは個人経営の実費診療所などが開所していた。こうした状況から、診療所でも実費診療を併設し、「中産階級者」に至るまで診療の範囲を拡充してほしいと、各方面から要望が出された。

そこで、診療所規程の一部を更改し、従来の診察、投薬ともに、無料の他に「軽費診療」の一部が加えられ、六年九月二十一日より有償診療も実施されることになり(『教海一瀾』第七七八号、昭和六年十月一日)、治療費が確保できることになった。

一、診療科目	内科
一、診療人員	無料 約三〇名
(一日平均数)	有料 約三〇名
一、診療日時	毎日

但し冬季(九月十六日より翌年六月末日迄)

午後申

受付時間 正午より午後四時迄

夏季(七月一日より九月十五日迄)

午前中

受付時間 午前八時より同十一時迄

日曜日、祝祭日は休療す

一、診察 無料

一、薬価 一剤一日分 拾銭乃至拾五銭

注射其他右に準ず

但し特別高価薬は此規定以外とす

一、嘱託医員

顧問 京都帝国大学教授 医学博士 松尾 巖氏

所長 医学博士 大川 三治郎氏

医員 医学博士 寺内 雪男氏

医学士 山沢 準三郎氏

(京都帝国大学病院松尾内科より交替出張)

一、経営主体 本派本願寺大日本仏教慈善会財団

また、利用者が診察後や投薬申込後、薬を受け取るまで長い待ち時間を要したため、薬を自転車で無料配達することとした。また、投薬申し込みだけの場合は、受付時間内に限り電話でも受け付けた。しかし、経費負担の点から、近在の患者にはなるべく取りに来るよう、また、遠方の患者には三〇分程度の待ち時間を求めた。

診療所は、開設以来順調に患者数・投薬数を伸ばし、多くの患者を診察して、地域診療に大きく貢献していた。

## 五 『宗勢要覧』に見る診療所

本願寺から出されている『宗勢要覧』は、年度によって記載されている統計内容が異なっている。あそこ診療所に関する統計（診療所歳計予・決算一覧表ならびに患者数一覧表）が収録されているのは、昭和五十五年から平成二年（昭和五十五年年度版／平成三年度版）までの十年間である。患者数一覧表には、月ごとの保険種別患者数・診察日数が収録されている。これらをもとに、年間患者数・診察日数・平均患者数を表にしてみると、表2のようになる。

表からは、内科・歯科ともに年々患者数が減っていることが分かる。歯科の一日当たりの平均患者数は、減少してはいるものの、一〇人前後とある程度の患者数は確保できている。しかし、内科においては、平成に入ってから以降の患者数が、昭和五十五年以降の十年ほどで半数以下にまで減少してしまっている。

利用者の保険の種類は、内科では、社会保険・老人医療保険・国民健康保険の順に利用者が多い。少数ではあるが生活保護受給者も見られる。歯科では、社会保険・国民健康保険・老人医療保険の順となっていて、昭和五十七年度までは、生活保護受給者の患者はいなかったが、以降、年間平均三〇人弱程度の患者数となり、一番多かった平成元年度では、六八人の利用者がいた。

大きな特徴としては、六月あるいは七月における一般

表2 『宗勢要覧』に見る患者数の変遷（昭和55年～平成2年）

## 【内科】

年代（西暦）	患者数	診療日数	一日あたりの平均患者数*
昭和55年(1980)	14,177人	248日	57人
昭和56年(1981)	13,219人	248日	53人
昭和57年(1982)	11,604人	238日	47人
昭和58年(1983)	8,351人	245日	34人
昭和59年(1984)	8,971人	269日	33人
昭和60年(1985)	8,287人	293日	28人
昭和61年(1986)	8,368人	292日	29人
昭和62年(1987)	7,582人	293日	26人
昭和63年(1988)	6,711人	292日	23人
平成元年(1989)	6,012人	292日	21人
平成2年(1990)	6,972人	290日	21人
1年あたりの平均	9,114人	273日	33人

## 【歯科】

年代（西暦）	患者数	診療日数	一日あたりの平均患者数*
昭和55年(1980)	1,655人	141日	12人
昭和56年(1981)	1,658人	131日	13人
昭和57年(1982)	1,678人	139日	12人
昭和58年(1983)	1,686人	141日	12人
昭和59年(1984)	1,481人	139日	11人
昭和60年(1985)	1,694人	143日	12人
昭和61年(1986)	1,452人	142日	10人
昭和62年(1987)	1,351人	143日	9人
昭和63年(1988)	1,433人	134日	11人
平成元年(1989)	1,486人	142日	11人
平成2年(1990)	1,090人	136日	8人
1年あたりの平均	1,515人	139日	11人

\* 1日当たりの平均患者数の小数点以下は四捨五入した。

診療の人数が、突出して多いということが挙げられる。また、内科では、社会保険に次いで、老人医療保険の占める割合が大きいのも特徴といえるであろう。

診療所の歳入・歳出をしてみると、歳入で最も多いのは、診療収入で、二八〇〇万円余あったが、患者数の減少とともに年々減少傾向にある。

また、昭和五十八年度までは、宗派からの助成金として毎年六〇〇万円が回金されていた。五十九年度以降は宗派助成はなくなり、それにかわって、慈善会財団から一〇〇〇万円余りが回金されるようになる。この回金額は年々増加しており、平成三年度予算では一五〇〇万円が計上された。

歳出で最も多いのは人件費で、次いで事業費（薬品費・歯科技工費・医具材料費など）となっており、これらで歳出の約八六％以上を占めている（年度によって若干の増減はある）。人件費は診療収入で賄えたが、宗派や財団からの回金がないと事業費は捻出できなかったようである。

## 六 戦前における診療所の事業展開 ①

診療所は、通常診療以外にも、本願寺社会部などと共同して、

① 乳幼児愛護週間期間中における巡回診察ならびに

## 健康相談

- ② 歳末救済運動（歳末無料診療）
- ③ 出征軍人遺家族への無料診療
- ④ 青少年相談所の開設

などの事業を展開した。

① 乳幼児愛護週間は、内務省社会局社会部が、大正十一年（一九二二）より児童愛護宣伝活動を実施したことに始まる。昭和二年（一九二七）には五月五日を中心とする前後一週間を、「乳幼児愛護デー」（昭和六年からは「乳幼児愛護週間」と改称）として全国的に展開し、特に都市部を中心として児童保護の講演、講習会などを開催した（『中外日報』昭和二年四月二十日・『本邦社会事業概要』社会局社会部、昭和八年）。

昭和四年には、本願寺社会部主催による農繁期託児所講習会が開催されるなど、昭和期になって以降、農村部においては季節保育施設や農繁期託児所が数多く設置されていった。

本願寺では同五年より本願寺社会部と慈善会財団の合同主催、京都府の後援によって、京都帝国大学小児科医師や診療所医師らが参加して、京都市内の七か所において巡回診察・健康相談を実施した（『教海一瀾』第七六二号、昭和五年五月三十一日）。

第二回の乳児健康相談所は、六年五月一日より七日にかけて開設された。京都帝国大学小児科部長の服部峻治

郎博士の指導のもと、鹿ヶ谷錦林託児所ししがたにきんりんや楽只小学校らくしにおいて実施された。応急処置は、診療所移動薬局より薬を持参して投薬した。各場所での巡回診療・健康相談に応じ、乳児の育児方法や保育上の注意を、病児の親には投薬・手当ての方法を教えた。また重患者は京都帝国大学病院へ収容・治療に当たった。

七日間の実績は、表 3 の通りである（『教海一瀾』第七七三号、昭和六年五月二十日）。

また、幼児に対しては「鯉のぼり」などのカードを配布した年もあった（『教海一瀾』第八〇九号、昭和九年五月十五日）。

九年までに実施された五回の乳幼児愛護週間期間中の乳幼児健康相談・診察・投薬人数は、事前宣伝などをほとんど実施しなかったにもかかわらず、延べ一万人以上ものぼっている。これらの巡回診療の結果、相談乳幼児の中には、クル病・結核性脳膜炎・腸カタルなどといった重病患者も見つかり、それぞれ病状に応じて入院、無料投薬などの治療・処置がとられた。

全般的に相談乳幼児の大半は不健康状態にあり、トラホーム（トラコーマ、伝染性慢性結膜炎）・皮膚病・気管支炎・喘息・百日咳・感冒などといった疾病の罹患者が多く、特に栄養不良児が多いという特徴がみられた（『教海一瀾』第七七三号、昭和六年五月二十日・第七九七号、昭和八年五月二十三日）が、健康児の多い地域もあり、それらは親の職業と大きく関係していることも

表3 第2回乳幼児健康相談所開設場所並びに実績

日	場 所	相談者数	応急処置数	重患者	備 考
1日	東寺託児所 (南区西九条南田町)	212	77	7	クル病
2日	東七条第五社会館 (塩小路通河原町西入)	306	150	8	チフテリー
3日	第一朱雀小学校 (中京区壬生朱雀町)	181	105	4	猩紅熱
4日	楽只小学校 (北区千本北大路)	276	159	4	
5日	田中養正託児所 (左京区田中玄京町)	88	38	3	
6日	鹿ヶ谷錦林託児所 (左京区高岸町)	213	150	4	
7日	東三条託児所 (東山区長光町)	235	130	0	
	合 計	1,511	809	30	

分かった。  
 十年の乳幼児健康相談は、六月十二日から十八日まで、山科別院・北山別院聖水保育園（京都市左京区）や右京区修学院高野・下津村といった農繁期託児所開設場所などを中心に開催された（『教海一瀾』第八二一号、昭和十年五月二十五日）。

これら乳幼児健康相談所は、一般の小児科医や大学病院では何年にもかかる経験や統計データを、わずか五年ほどで得ることができたことになり、全国の乳児保育にも大きな成果をあげることになった（『教海一瀾』第七九七号）。

日中戦争の勃発後、昭和十二年九月に国民精神総動員計画が第一次近衛内閣より出されたことに対し、本願寺は「本派本願寺国民精神総動員運動提要」を複製し、門末に運動への参加を求めた。この時は、特に幼児保護について着目された。都市部・農村部にかかわらず、幼児の死亡率が年々増加している社会情勢に触れ、特に農繁期中は親から顧みられない子どもが存在し、栄養不良や負傷する子どもが増加する傾向にあると指摘された（『教海一瀾』第八四九号、昭和十二年十月十五日）。

乳幼児愛護週間における無料診療は、農繁期の乳幼児託児所の設置とともに、乳児や児童の健康管理に重要な役割を果たした。

②の歳末救済運動（歳末無料診療）は、昭和七年から始められた運動である。それより以前の二年から、本願寺の仏教婦人会聯合本部・京都仏教女子青年会を中心に、十二月中の二日間、社会事業布教のため、「恵まれない人々に仮令少しのお餅でも温かい心で供養して共に新春を寿きたい」と「のし餅デー」と称する歳末募金運動を行っていた（『教海一瀾』第七三五号、昭和二年十二月七日・第七三六号、昭和二年十二月三十日）。

七年には、この「のし餅デー」の募金活動に無料施療を加えて、本願寺歳末社会運動として展開された。京都女子青年会・京都女学校内京都女子仏教青年会・淳風看護婦会による主催で、十二月十日・十一日の両日、市内一四か所(祇園石段下、岡崎公園、河原町四条など)において募金活動が行われた。集められた募金は、貧困者施療および歳末慰問事業に充てられた(『教海一瀾』第七九二号、昭和七年十二月十五日)。

さらに本願寺婦人会・慈善会財団の主催で、本願寺社会部の応援も得て、移動診療・施薬が実施された。このような取り組みは、京都市内における初めての試みでもあった。十二月二十一日・二十四日・二十八日の三日間は北山別院、二十二日・二十五日・二十九日の三日間は西山別院において、いずれも午前九時より午後四時までで、二十二日には七五名(男性二八名、女性四七名)の診療施薬が行われた(『教海一瀾』第七九三号、昭和八年一月一日)。

翌八年の「のし餅デー」で得た募金は、貧困児童を中心に、長靴・雨傘・のし餅が贈られたほか、西山別院・北山別院での無料診療・施薬の費用に充てられた(『教海一瀾』第八〇四号、昭和八年十二月十五日)。

③の出征軍人遺家族への無料診療は、昭和十二年より実施された事業である。慈善会財団では、同年七月に始まった日中戦争を受け、六条診療所だけでなく、本願寺関係の療養施設・東京のアソカ病院・津村別院内の北御

堂診療所(昭和八年五月開設、所長は六条診療所の大川所長が兼務)において、軍務公用者の家族に限って、無料診療を行うことを決定し、七月二十五日より診療を開始した(『教海一瀾』第八四六号、昭和十二年八月十日)。

診療所では、出征軍人遺家族への診療ならびに投薬の実施をより徹底するため、京都市内の各学区衛生組合を通じ、無料診療利用方の趣意書を頒布するなど積極的に活動した。八月二十五日から十月十八日までの二か月弱の間に、内科二〇〇名、小児科四五名(何れも延べ人数)を診察した(『教海一瀾』第八四九号、昭和十二年十一月十五日)。

十三年に示された「支那事变本派奉公紀要」銃後編の第三章「銃後援護施設トソノ活動」第三節には「無料診療」の項目が挙げられている。

### 第三章 銃後援護施設トソノ活動

出征軍人遺家族ニ対スル銃後援護ニ関シテハ、一派トシテ最モ留意シ、事変突発早々ニ於テ特ニ門末ニ指令シ(指令参照)ソノ遺憾ナキヲ期セシメタルガ、門末並ニ派内各種団体何レモソノ重大性ニ鑑ミテ活動、ソレゾレ相当ノ効果ヲ収メツアルハ感謝スルトコロナリ。援護慰恤ノ施設、活動ニツキ摘録スレバ

#### 第一節 一碗米運動

(中略)

## 第三節 無料診療

東京、京都、大阪ノ各本山立診療所ノ他派内診療所ニテハ出征将兵並ニ遺家族ニ対シ、無料診療ヲ行ヒツツアリ。

これは、十三年に国家総動員法が公布・施行されたことに伴い、本願寺にも銃後国民総動員の実施強化が求められていたことに呼応するものであった。本願寺では各種社会事業を督励し、東京のアソカ病院・大阪津村別院北御堂診療所・京都六条診療所において出征軍人遺家族への無料診療を実施することにしたものであった。

④の京都青少年相談所は、十七年三月九日に診療所内に設置された。このころの最も緊要な問題の一つとして挙げられている青少年問題に対し、精神鍛練や情味といった宗教的側面からだけでなく、科学的側面からも相談に応じるというものであった。戦時下にあつては、工場青年あるいは産業青少年と呼ばれる青少年の「不良化」は、国力増強に大きな影響を与える重大な問題であった。

そのため、相談所の存在が全市民に徹底して認識されるよう、少年法実施満二十年を迎える四月十七日、相談日時（午前九時～午後四時迄）・相談内容（無料）・相談に応じる意味などを印刷して、京都市内の区役所総動員課より、各町内会を経て隣組に配布した（『中外日報』昭和十七年四月十五日・『本願寺新報』昭和十七年四月十五日）。

隣組を通じて一般家庭に広報したことで、相談所の存在は広く周知されたが、なかには、「青少年のことならどんなことでも相談に行つてよい」と勘違いし、日曜学校開催を求めるといった相談エピソードもあつたようである（『中外日報』昭和十七年四月二十一日）。

秋には、市内寺院などに事業の徹底化理解方を宣伝し、「子のために悩む家庭の人々」に力添えすることになつた。相談内容は、家庭教育・青少年の指導・各家庭への訪問指導・委託保護（当該青少年の社会施設などへの斡旋）・訓諭・職業指導・法律指導・教育指導・考査・検査（心理や能力検査）・医療（無料制あり）などであり、医学・法律学・教育学・心理学といった科学的な面からと、宗教的情操の涵養といった面から対応した（『中外日報』昭和十七年十月三十一日）。

## 七 戦前における診療所の事業展開 ②

診療所では、京都近隣で起こつた災害に対し、出張慰問診療をしている。本願寺から診療所医師を中心とした医療班を派遣し、次のような災害に対応した。それは、

- ① 北丹後地震（昭和二年）
- ② 京都市内水害（昭和十年）
- ③ 大阪枚方の弾薬庫爆発（昭和十四年）

である。以下、順にその活動をみてみる。

①の北丹後地震（奥丹後地震、峰山地震などともいう）は、昭和二年三月七日午後六時二十七分、京都府竹野郡郷村（現京丹後市網野町）を震源として発生したマグニチュード七・三の直下型地震であった。この地震で生じた「郷村断層」（国指定天然記念物）は、初めて近代的な科学的調査が実施された断層で、「活断層」という用語が日本で最初に用いられるなど、地震学が大きく進展する契機となった。

このときは、地震による家屋倒壊のほか、暖房や炊事の火を原因とする火災被害も広がった。翌朝、本願寺から宮津・城崎・豊岡・久美浜方面の被害状況調査および慰問のための職員が派遣され、その報告を待つて、直ちに慰問救援に当たれるよう準備が進められた。

診療所では、負傷者救護のための医療班を編成し、急ぎ現地へ派遣することとなった。十二日、診療所の大川所長を班長に助手三名・看護師五名らの一行が、舞鶴より軍艦にて網島に上陸した。そして峰山・山田・加悦かやに設置された本願寺救護班出張所を中心に、巡回診療・救護活動を行った。

巡回移動診療は、地震発生直後は負傷者の応急手当といった外科的手当を必要とする患者が多かったが、徐々に内科的患者へと転じたため、診療所の対応も内科へと変化していった。この救護・慰問班の活動は、二十二日まで続けられた（『中外日報』昭和二年三月十八日・『教

海一瀾』第七二八号、昭和二年三月三十日）。

②の京都市内の水害は、十年六月二十八日夜からの大豪雨が原因で発生した水害である。二十九日未明には京都市内の賀茂川・高瀬川・堀川・紙屋川・桂川などの河川が氾濫し、出雲路橋をはじめ、三条・団栗どんぐり・五条などの大橋梁が流失した。

本願寺には、堀川氾濫による濁流が境内に流れ込み、大玄閨門、執行所通用門付近では、一メートル近くまで浸水するという状況であった。

本願寺は二十九日に救護本部を設置し、数台のトラックで総会所に市内の避難者を搬送・収容し、浸水家屋には食事の炊き出し、シャツ五〇〇枚を寄贈分配するなどした。また、角坊（京都市右京区）・西山別院方面にも青年団を中心とした救護班を派遣した。

雨はその後も降り続き、三十日午後七時半頃、再び堀川が氾濫した。午後十時半頃によく減水して大被害には至らなかったが、総会所と顕道会館では再度避難者収容の準備が進められた。

本願寺では、執行所・布教研究所・京都教区教務所・関係青年団・消防隊の約七〇名からなる労働奉仕班と診療班を組織した。診療班は、河原町七条の本願寺派浄徳寺内に「臨時診療所」を特設して、二十九日午後一時から一日まで診療を開始した。このほか診療所大川所長・医師二名・薬局員一名・看護師二名は、三十日午後から東三条円光寺・伏見区納所のろそ安楽寺・横大路良福寺・吉祥



院西教寺の四か所において出張慰問診療を行った(『中外日報』昭和十年七月二日・『教海一瀾』第八二三号、同七月二十五日)。

その後、診療班では水害による外科的患者は少ないと判断し、水禍後の疫病発生に備えるべく待機していた。その間、労働奉仕班は、京都市役所の救援隊と共同して、七月一日・二日の両日、市内の水害地点に向かい、食料品の配給・炊き出し、泥あげ工事作業に携わった。

五日からは、診療班が京都市保健衛生課と協力して防疫団を組織し、市内一斉に消毒を行うこととなった。診療所メンバーを中心とする巡回診療班約二〇名に、本願寺寺務員・中央仏教学院・京都仏教青年会・京都女子青年会・京都婦人慈善教会・四徳仏教青年会・仏教青年訓練所・龍谷大学・本願寺消防隊・市内寺院・総会所関係者ら九五〇余名を加えたメンバーが活動に当たった。

五日、本願寺からトラック八台に分乗して、市内の床上浸水家屋約二万五〇〇〇戸、床下浸水家屋四万戸を訪ね、防疫薬液を撒布し、病人の有無を尋ねて回った。病人があつた時には診療所医師に通告し、診療その他の処置を取った。そして「日光にあてよ、乾燥させなさい、風通しをよくすること、食事に御注意、生水を飲みなされるな、井戸水に注意、寝冷えな」と書かれた防疫ビラ五万枚を配った。この間、診療班の医師が診た患者数は、三〇〇人程であつたという(『教海一瀾』第八二三号・『中外日報』昭和十年七月五日・七日)。

③の弾薬庫爆発は、日中戦争中の十四年三月一日午後二時四十分頃、大阪の枚方<sup>ひらかた</sup>陸軍施設禁野火薬庫で砲弾解体中に発生した。次々と誘引大爆発を起こし、午後七時頃までに約三〇回の爆発が起こった。この大爆発による火災は近隣集落に延焼し、翌日午前三時頃に漸く鎮火した。爆風による倒壊家屋なども数多く、全半壊・全半焼のほか、陸軍関係者以外にも多くの一般市民が死亡・重軽傷を負った。

この爆発事故には大阪市内各病院からも多数の救護班が駆けつけたが、京都からも診療所の医師二名・看護師七名からなる救護班を派遣し、救急処置を行った。役宅婦人会・京都婦人会員などによる炊き出しや、附近町村の避難所寺院への見舞い、西山別院から避難者用として三五〇人分の布団貸与など、本願寺関係者らと協力して救援・対応に当たった(『教海一瀾』第八六五号、昭和十四年三月十五日)。

その後の戦時中における診療所の活動については不明である。十七年七月には、本願寺が中国上海に開設した中華福寿院附属診療所(同年十月開設)の薬局を、診療所の創設以来薬局業務を担当していた村田治一夫妻が預かることになり、中国へ渡っている(『中外日報』昭和十七年七月九日・『本願寺新報』昭和十七年十二月十五日)。戦況が厳しくなるなか、医療従事者たちも徴兵や軍医として「外地」など戦地に赴く者もあつたため、診療所での通常診療業務以外の活動は停滞していったと思

われる。

戦局の変化に伴い、『本願寺新報』『中外日報』の記事の内容も変化し、十八年以後の診療所の活動については、関係記事が見出せなかった。

#### 八 法要での活動（救護所の設置）

診療所では、本願寺での御正忌報恩講や讚仏会などの法要時には、診療所での診察以外に、境内に出張救護所を設けるなどして、疾病患者らに対応した。

昭和二年五月一日逮夜から八日中まで修行された明如宗主二十五回忌法要では、慈善会財団による救護班が組織され、阿弥陀堂門内北側に救護所が設けられた。救護所には大川所長が陣頭に立ち、医師二名・看護師七名らが待機し、対応に当たった。夜間は診療所において、一般参拝者を対象に、無料の施薬・治療・看護が行われた。

この法要では、団体参拝が組まれたこともあって、法要中は一日平均約三五〇名もの患者を診察している。なかには急性肺炎などの重病患者もいた（『教海一瀾』第七二九号、昭和二年五月二十五日）。

四年四月七日逮夜より十二日中まで修行された准如宗主三百回忌法要では、明如宗主二十五回忌法要の際と同様に慈善会財団による救護班が組織され、診療所の医師・看護師らに対応に当たった。昼間は阿弥陀堂内救護



法要で参拝者を救護する看護師  
（『明如上人廿五回御法要記念写真帖』）

所、夜間は診療所において、一般参拝者を対象に無料施薬・治療看護に当たった。法要中は三一人（一日平均六〇余名）の患者対応をしたが、なかには急性腸カタルや肺炎といった重患者もいた（『教海一瀾』第七五一号、昭和四年五月二十五日）。

八年の勝如宗主の伝灯奉告会に際しては、救護所を組織し、本部を診療所に、出張所を境内門内および京都駅前設けた。対応時間は、本部は正午より午後十時まで、出張所は午前八時より午後六時までとした。

救護は一般参拝者を対象に行われた。重患者や急病人に対しては本部から往診もした。また、午後七時より十



親鸞聖人700回大遠忌法要衛生救護本部が置かれた「あそか診療所」(昭和36年)

時までは、医師・看護師・風紀部員により巡回診察班を組織して、団体宿舎を訪問する場合もあった。

対応医師や看護師には、診療所スタッフのほか京都大学・淳風看護婦会や大阪からの応援を得て、夜間患者への対応に当たった(『教海一瀾』第九七五号、昭和八年三月八日)。

三十六年の宗祖七百回大遠忌法要(第一期三月十日～二十一日、第二期四月四日～十六日)においては、救護班が組織され、法要参拝者の診療、事故者への迅速かつ適切な救護処置が取られた。

衛生救護部による「衛生救護実動要綱」によると、油小路正面角の伝道院内の診療所に衛生救護本部を設置し、救護班として、三か所の救護所(境内・京都駅・大谷本廟)を設け、さらに京都市内の宗祖旧跡地である日野誕生院(京都市伏見区)および角坊別院においても対

応に当たることとなった。

診療所では、昼夜を問わず、本願寺とその周辺ならびに京都駅・宿舎に至るまでの全般にわたり担当した。

診療所では、午前八時～午後五時まで所長以下所員九名が、また、午後五時～午後十時までと午後十時～翌朝九時までの二交代制で、医師五名・看護師五名とが常駐した。

本山境内の第一救護所では、午前九時～午後五時まで医師三名・看護師八名が常駐し、京都駅に設けられた第二救護所では午前九時～午後五時まで医師一名・看護師一名が常駐した。大谷本廟の第三救護所では午前九時～午後五時まで看護師一名が対応した。これらの医師や看護師は、京都大学病院へ派遣依頼を出して、協力体制が調えられた。日野誕生院と角坊別院については、各所属保育園の嘱託医に連絡・提携して、応急処置に当たった。救護車として伝道車(めぐみ号)一台が配属され、七

条消防署より救急車も待機した。しかし、法要期間中には、京都市内のタクシー会社のストライキが決行されたこともあって、救護車一台では夜間の往診に対応仕切れないなどの問題が生じた。

また、救護所時間外については、団参部・送迎部・宿舍部などからの連絡により、法要本部から医師・看護師を派遣し対応した。

これらの診察については、原則無料とし、入院の必要が応じた場合は、診療所において対応した。診療所への

入院患者数は、延べ一五七人にのぼり、それ以外に通信病院（京都市中京区、現京都新町病院）・京大病院（左京区）などへ入院した患者もいた。

第一期・第二期の法要期間中、患者の病状で最も多かったのは感冒で、続いて胃腸炎・疲労・頭痛・車酔い・外傷・高血圧の順であった（『親鸞聖人七百回大遠忌法要記録』）。

法要期間中には、境内だけでなく京都駅や宿舎でも救護所や診療所医師が対応するという一方で、持病のある遠方からの参拝者も安心して法要に参拝することができたと思われる。

おわりに

六条診療所の名称で設立した診療所は、当初は無料診療・投薬という慈善診療からのスタートであった。

何度も移転・改築を繰り返して、名称も六条診療所から本願寺診療所、あそか診療所、あそか花屋町クリニックなどと改められ、診療科目も変更しながら、本願寺の職員・参拝者・地域住民らの健康維持に取り組んできた。

創設の翌年以降より、何度も病院化への発展要望・計画が出されたが、その都度実現することはなかった。それは経費（特に人件費）をいかに捻出するかの目的が立たなかったからであった。

クリニックも開院当初は、「本願寺の保健室」から脱



開設時の「あそか花屋町クリニック」（令和 3 年）

却して「すべての人に健康を！」を目標に、診療以外にも無料健康相談や生活困窮者支援に取り組む予定で、地域に根差した活動を展開していきたいとしていた。地元からもクリニックに対しては、従来の本願寺の職員や参拝者の健康管理に加え、門前町をはじめとした地元の要請に応え得る「地域のかかりつけ医療機関」として充実発展することが期待されていた（『文化時報』令和三年五月十日・『本願寺新報』令和三年六月十日）。

しかし、クリニックは往来の多い表通りに面していないこと、周辺は住宅地が比較的少ない（寺院や寺院関連施設、ホテルなどが多く、マンションなどの集合住宅も少ない）こと、近隣に夜間診療や土曜日・日曜日でも診療を行う医療機関があることなど、一般向け医院の立地条件としては、必ずしも適した場所とはいえなかった。

その他にも、内科医師をはじめとする常駐スタッフの安定的な確保が困難な時期があった。宗派では、平成二十七年二月八日に、医療現場における仏教の必要性を考える「西本願寺医師の会」を発足している。同会の会員にはクリニックの医師もいて、同会とも連携・協力していたものの、医療体制が整わずに休診を重ねる状況にあった。

令和五年には、あそかビハラー病院の事業譲渡先である一般財団法人日伸会ビハラー医療福祉機構からの協力を得て、平日の午前・午後すべてで開診し、広報活動も行ったが、十分な成果をあげることができなかった。

結果、クリニックは移転・開設からわずか三年足らずで、多くの人に惜しまれつつも、その歴史を終えることになったのである。

（おおはら みよこ 本願寺史料研究所研究員）

〈史料紹介〉

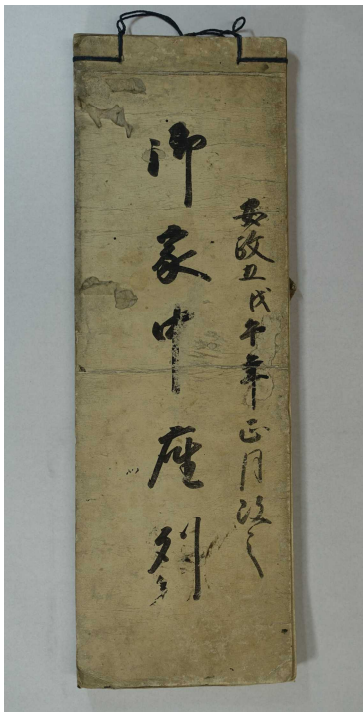
「安政五戊午年正月改之 御家中座列」(一)

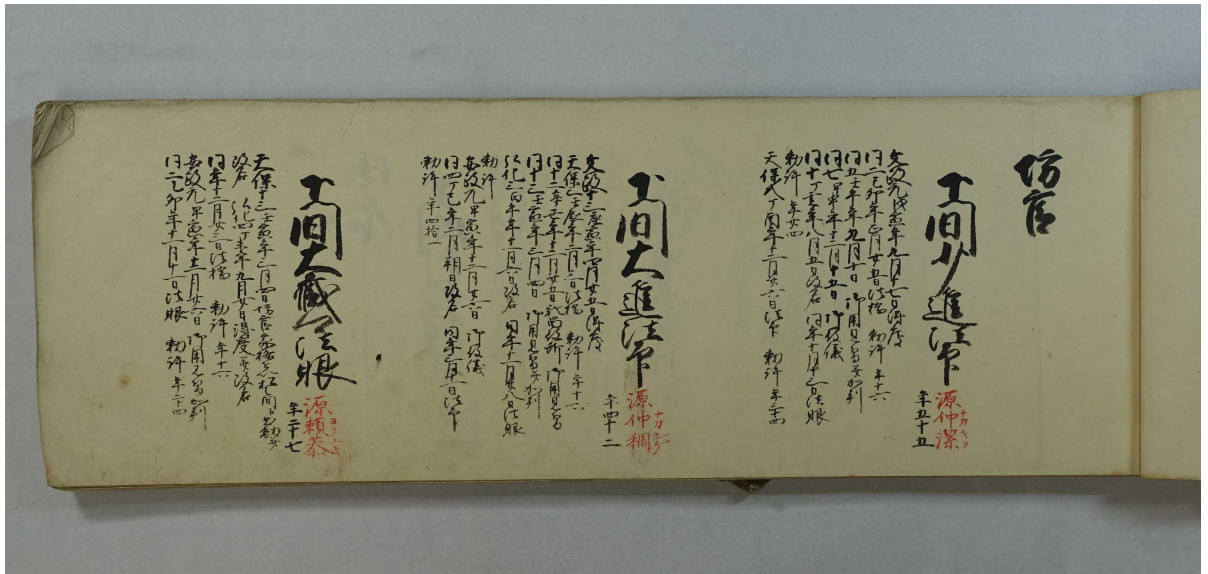
小林 健太

### 一 解説

今回紹介するのは、本願寺史料研究所保管「本願寺文書」のうち、「安政五戊午年正月改之 御家中座列」と題された史料である。

縦一五・七センチメートル、横四七・八センチメートルの横帳で、長御殿の作成にかかるものである。表紙・裏表紙を除き三二丁。





本願寺の研究を進めていく上で、本願寺家臣の人物比定は重要な問題である。これまで研究が進められてきたのは、おもに戦国期の家臣団についてであった。上原芳太郎『本願寺秘史』（有光社、一九三五年）・『本願寺秘史続編』（信義会、一九四一年）には、近世中期までの家臣団の座列の一部と、花押などを掲載し紹介している。また、本『所報』に、太田光俊氏が証如く寂如期の家臣座列を翻刻・紹介している<sup>①</sup>。

太田氏の研究以降にも、安藤弥氏が戦国期の家臣団について検討しているが、近世でもとくに幕末期の家臣団については、上原氏がその一部に言及しているほかは、個々の家臣について取りあげたものがわずかにあるだけ<sup>②</sup>、全体像について論究したものは管見の限り見当たらない。

坊官である下間家に関しては、首藤善樹氏が近世末期にいたるまでの経歴を含めて詳細に検討している<sup>③</sup>。ただ、家司やその他の家臣の行実については、ほとんど明らかにされていないのが実情である<sup>④</sup>。

そこで、今回紹介する史料の特徴を少し見てみたい。本史料は安政五年（一八五八）正月段階で記された本願寺家臣団の名簿である。名簿の字義通り家臣の人名を列記したただけのものではなく、得度や出仕を命ぜられた年時などの経歴も記されていることがその特徴である。本史料には、坊官、諸大夫、御家司、侍、堂達、中小姓、御茶道、御仲居、綱所、三十日番、御徒士の順に家臣名

が列記され、その中に隠居・見習などを分けている。

また、安政五年以降も逐次加筆がおこなわれていたように、文久元年までの経歴が加えられている家臣もいる。

その点が、近世における本願寺家臣団の全容を明らかにするために非常に重要である。本史料に加え、他の家臣名簿ともあわせた通時的な研究によって、近世における家臣団の変遷を詳細に跡づけることが出来るであろう。

(1) 太田光俊「本願寺御家中次第について(一)」「(三)」『本願寺史料研究所報』第三四号〜第三六号、本願寺史料研究所、二〇〇八〜二〇〇九年。

(2) 安藤弥「戦国期本願寺家臣団の基礎研究」『東海佛教』第六三輯、東海印度学仏教学会、二〇一八年。

(3) 岩田真美「幕末期本願寺における勤王家の家臣——松井中務について——」『本願寺史料研究所報』第四〇号、本願寺史料研究所、二〇一〇年。

(4) 首藤善樹「本願寺坊官下間氏の家系」『高田短期大学紀要』第一〇号、高田短期大学、一九九二年。同「本願寺坊官下間諸家の成立と変遷」(千葉乗隆編『本願寺教団の展開』永田文昌堂、一九九五年)。後者では、東本願寺の下間家に関する点も触れられている。

(5) 東本願寺(大谷派)の家臣団については、宗学院編修部編「東本願寺家臣名簿」(『宗学院編修部報』第一八号〜第二二号、宗学院、一九三八年)のほか、太田光俊「教如と

家臣団——御家中衆列座関連史料の紹介——」(同朋大学仏教文化研究所編『教如と東西本願寺』法蔵館、二〇一三年)。

## 二 史料翻刻

### 【凡例】

一、本史料は本願寺史料研究所保管「本願寺文書」である。

一、原本に使用されている古体・異体・略体等の文字は、原則として正体もしくは現在通用の字体に改めたが、固有名詞や字体の甚だしく異なるものなどは原本の字体を存した場合もある。また、江(え・へ)、而(て)、々(くりかえし)など、使用頻度の高い変体かな・俗字・合字体等はそのまま残した。

一、原本採用の闕字等は採用しなかった。

一、原本の明らかな誤字は当該文字の右に( )を付し、校訂字句または校訂記号を傍註した。また欠損文字は□などで示した。

一、朱書・貼紙などは「」で示し、( )を付し傍註した。また、見せ消ちは抹消線で示した。

一、翻刻するにあたり、読みやすさを考慮し、句点を加えたり改行した箇所がある。また、文字の大きさを変更したり、強調表示にした部分もある。

(表紙)

安政五戊午年正月改之

御 家 中 座 列

坊官

下間少進法印「源仲藻」

(宋書) ヲカキヨ  
年五十五

文政元戊寅年九月十七日得度

同二己卯年正月廿五日法橋勅許 年十六

同五壬午年九月十日御用見習并加判

同七甲申年十二月十五日御役儀

同十丁亥年八月五日改名

同年十月十三日法眼勅許 年廿四

天保八丁酉年十二月廿六日法印勅許 年三十四

下間大進法印「源仲綱」

(宋書) ナカシゲ  
年四十二

文政十三庚寅年四月廿五日得度

天保三壬辰年二月三日法橋勅許 年十六

同十二辛丑年十二月廿五日於留役所御用見習

同十三年壬寅年三月四日御用見習并加判

弘化三丙午年十一月六日改名

同年十一月廿八日法眼勅許

安政元甲寅年十二月廿六日御役儀

同四丁巳年二月朔日改名

同年三月十一日法印勅許 年四十一

下間大藏卿法眼「源頼恭」

(宋書) コリユキ  
年二十七

天保十三壬寅年三月四日坊官家格を以松之間江出勤并改名

隠居

下間刑部卿法印「源頼和」

(宋書) コリヰカ  
年五十四

安政二乙卯年十二月廿六日隠居

同三丙辰年二月五日法印勅許

諸大夫

御家司

嶋田生兵衛權大尉「大和守」(宋書) オサキ  
「橋正辰」

(右宋書)  
年六十二

文政十丁亥年九月初五日御役儀

天保五甲午年六月初五日宣下 三十八

同十二辛丑年六月十四日從六位上宣下 四十五

弘化五戊申年正月廿七日正六位下宣下 五十二

安政六己未年十一月廿二日從來勤功之次第も在之二付、諸

大夫御取立、從五位下大和守蒙勅許候事 六十三

御家司

嶋田右兵衛少尉「橋正誼」

(宋書) マサヨシ  
年三十八

嘉永元戊申年十二月十三日被召出

同三庚戌年三月十一日初官位宣下 三十

同年十二月六日御用見習加判

安政元甲寅年十二月廿六日御役儀 三十四

安政四己年閏五月廿日從六位上宣下 三十七



松之間

〔後〕<sup>(朱書)</sup> 下間龜久千代<sup>(朱書)</sup>「源仲紹」<sup>(ナカツク)</sup>

年一十五

安政四丁巳年四月十五日被召出

安政六己未年十二月廿九日思召を以更二仲充養子、猶又松之間江出勤も被仰付之

〔前〕<sup>(朱書)</sup> 下間大監<sup>(行名)</sup>「元民部卿事」<sup>(朱書)</sup>「源仲充」<sup>(ミツ)</sup>

安政六己未年十二月廿九日下間大式家名御取立相続再勤、松之間江出勤被仰付之

隠居

富嶋頼母<sup>(朱書)</sup>「源武裕」<sup>(タケヒロ)</sup>

年七十

安政二乙卯年六月十四日願之通隠居

同六己未四月廿日往生

侍

大西隼人<sup>(朱書)</sup>「源真美」<sup>(サネヨシ)</sup>

年六十五

文化七甲午年十二月十五日被召出

生谷采女<sup>(朱書)</sup>「平胤」<sup>(タネカズ)</sup>

年六十

右同断

鈴木沖見<sup>(朱書)</sup>「穂積幸雄」<sup>(ユキヲ)</sup>

年六十

文化十四年七月朔日被召出

文政二卯年十二月廿四日当席江転席

山中一学<sup>(朱書)</sup>「源勲」<sup>(イサヲ)</sup>

文化八未年十月十九日被召出  
年五十八

松川斎宮<sup>(朱書)</sup>「源繁」<sup>(シケン)</sup>

年六十一

文化十四年七月朔日被召出

安政六己未年正月六日往生

川那部兵庫<sup>(朱書)</sup>「源規有」<sup>(ノリモツ)</sup>

年六十一

文化十五寅年二月十九日被召出

安政四丁巳年十二月廿六日表御用人被仰付之

上原数馬<sup>(朱書)</sup>「源可篤」<sup>(ヨシアツ)</sup>

万延元庚申年九月十一日再勤復席被仰付之

岡田茂木<sup>(行名)</sup>「典礼」<sup>(朱書)</sup>「源直之」<sup>(ナオユキ)</sup>

年六十七

文化十四丑年六月朔日被召出

文政六未年三月朔日再勤

天保十一亥年十二月廿五日当席江転席

安政六未年六月晦日往生

富嶋帯刀<sup>(朱書)</sup>「源武元」<sup>(タケハル)</sup>

年四十八

文政五午年十二月廿六日荻尾際吉郎二而被召出

文政十亥年十月五日富嶋頼母養子二被仰付

田口大炊<sup>(朱書)</sup>「藤幸仲」<sup>(ユキナカ)</sup>

年四十八

文政五午年十二月廿六日被召出

逸見将監<sup>(朱書)</sup>「源安儀」<sup>(ヤスノリ)</sup>

年六十一

文政五午年十二月廿六日被召出

松井中務「平寧」<sup>(宋書) ヤスシ</sup>  
年五十

右同断

池永主税「源三憲」<sup>(宋書) ミツノリ</sup>  
年四十

天保十五辰年七月十日被召出

同年八月十六日御用人当席江転席

熊崎舍人「藤栄熙」<sup>(宋書) ヨシヒロ</sup>  
年五十

文政五年十二月廿六日被召出

嘉永七寅年七月十三日錦花殿御用人

楠山九十九「源政一」<sup>(宋書) マサカフ</sup>  
年四十九

文政七申年十二月十五日被召出

池尾主水「平良辰」<sup>(宋書) ヨシトキ</sup>  
年五十三

文政八酉年八月五日八木家為相統被召出

天保元寅年十二月廿七日上田家相統

同十亥年十二月廿五日池尾家相統

長尾喜又「源洪幸」<sup>(宋書) ヒロユキ</sup>  
年四十五

文政十亥年二月七日被召出

安政六未年七月廿日往生

村井内蔵助「源忠臣」<sup>(宋書) タケノミ</sup>  
年四十七

同年八月十五日被召出

川那部並江「源規中」<sup>(宋書)</sup>  
年四十四

同年八月廿九日被召出

林田兔毛「平重孝」<sup>(宋書) シケタカ</sup>  
年五十一

文政三庚辰年十月九日被召出

同十三庚寅年三月廿七日退身

天保三壬辰年三月三日再勤

奥村左仲「永野音門」<sup>(行右宋書) ヤスサト</sup>「藤安郷」<sup>(宋書)</sup>  
年六十六

文政十一子年十二月廿三日被召出

大喜多左司馬「平巖」<sup>(宋書) イワツ</sup>  
年六十五

文化九壬申年八月十一日綱所江被召出

文政八乙酉年十二月廿一日中小姓江立身

同十丁亥年十二月廿一日准侍江立身

同十三庚寅年四月十五日侍中江立身

天保十三壬寅年十二月廿六日表御用人格

嘉永元戊申年十二月廿六日御用人

瀧弾正「源壽」<sup>(宋書) ヒロシ</sup>  
年四十二

天保元寅年十二月廿五日被召出

松川織衛「藤盛重」<sup>(宋書) モリシゲ</sup>  
年四十七

右同断

関伊織「藤全貞」<sup>(宋書) ミツサダ</sup>  
年四十四

同年十二月廿九日被召出

安政五戊午年九月四日往生

大西右京「源真理」<sup>(宋書) サネミチ</sup>  
年四十二

右同断

細江左門「菅季知」  
(朱書) スエトモ

年三十六

天保二卯年二月朔日被召出

蒲生茂「物」集女「藤順郷」  
(行右朱書) (朱書) ノフサト

年四十

同三辰年十二月廿二日被召出

林藤馬「藤騰」  
(朱書) ノホル

年四十

同四巳年四月十七日被召出

末政「万延」  
(行志) 元庚申年十月廿五日表御用人被仰付之

田中主鈴「源資功」  
(朱書) スケカツ

年三十七

天保六年十二月廿五日被召出

富永衛守「源元辰」  
(朱書) モトキ

年三十七

右同断

生谷左京「平貴一」  
(朱書) タカカツ

年三十六

右同断

一「岡田多仲」  
(貼紙)

天保十三寅年七月十日被召出

安政六己未年四月十七日思召を以当席江転席被仰付之

万延元庚申年十月二日表御用人被仰付之

「永野音門」  
(朱書) ミチユキ

年四十

文政七甲申年五月十五日被召出

同十三寅年四月廿七日常末席ニ被仰付

天保六未年十二月廿五日侍中江立身

「一万延元申年七月十三日林田兔毛次席江転席、御用人格被仰付之」  
(朱書)

岡田多仲「源直繩」  
(朱書) ナカマシ

年四十

末保十三寅年七月十日被召出

安政己未年四月十七日思召を以当席江転席被仰付之

長谷川内匠「源師蔭」  
(朱書) モロカケ

年五十六

天保七申年五月十五日被召出

村岡多聞「橘敬兄」  
(朱書) ノリエ

年三十三

同九戌年十二月廿五日被召出

逸見右衛門「源安正」  
(朱書) ヤスマサ

年三十八

右同断

寺田左近「藤重俊」  
(朱書) シンゴ

年三十六

右同断

前田司書「菅元之」  
(朱書) モトユキ

年三十四

天保十二丑年閏正月十五日被召出

安政四巳年十月九日改名被仰付

高山此母「藤譲」  
(朱書) ヌツル

年四十二

天保十二丑年三月朔日被召出

嶋田掃部「橘勝長」  
(朱書) カツナカ

年三十二

同年五月朔日被召出

下橋主馬「藤和年」  
(朱書) マストシ

同年十二月廿五日被召出

上田主殿「橘正治」  
(朱書) マサハル

天保十三寅年六月六日被召出

岡田多仲「源直繩」  
(朱書) ナラミチ

年四十一

同年七月十日被召出

安政六己未年四月十七日永野音門次席江転席被仰付之

原宮内「源方喬」  
(朱書) ミチタカ

年二十九

同年十二月廿六日被召出

塩谷求馬「源弘道」  
(朱書) ヒロミチ

年三十九

天保十四卯年七月廿一日被召出

安政二卯年四月八日思召を以改姓名被仰付

上原内記「源可宣」  
(朱書) ヨシノブ

年二十六

弘化元辰年十二月廿七日被召出

秋田修理「橘勝重」  
(朱書) カツシケ

年三十二

同二巳年七月十一日被召出

富島将曹「源祐正」  
(朱書)

年三十一

同四未年五月五日被召出

中根縫殿「源弘福」  
(朱書) ヒロトキ

年六十

文化十四年十月朔日被召出

文政十二丑年七月十四日中小姓江立身

弘化四未年五月十七日当席江立身

根村矢柄「平盛紀」  
(朱書) ミツノリ

年五十四

文政五年十二月廿六日被召出

天保八酉年十二月晦日中小姓江立身

弘化四未年五月十七日当席江立身

川那部左内「源忠行」  
(朱書) タクユキ

年二十七

弘化五戊申年二月十五日被召出

磯谷左守「源安全」  
(朱書) ヤスタケ

年三十二

嘉永元戊申年三月十八日曾我二而被召出

同七甲寅年三月磯谷養子ニ被仰付

楠山岩尾「源政矩」  
(朱書) サキノリ

年二十八

嘉永元戊申年七月十三日被召出

前田相馬「菅彦連」  
(朱書) ヒコツラ

年六十五

文化十四年十二月九日被召出

文政八酉年四月十一日中小姓江立身

嘉永元申年十二月廿六日一代当席江立身

佐々木丹下「高俊」  
(朱書)

年二十

嘉永二己酉年七月十三日被召出

平井欽治郎「外記」  
(朱書) スケサト

年二十

同年十二月廿六日被召出  
安政六己未年十二月廿九日改名被仰付之

宮西肇「源守直」  
(宋書) モリナヲ

右同断  
年四十

湯川貢「藤守一」  
(宋書) モリカツ

年二十五  
弘化二巳年八月朔日准待江被召出  
嘉永二己酉年十二月廿六日当席江立身

村上左源太「藤重則」  
(宋書) シケンノリ

年二十七  
嘉永三戊年七月十三日被召出

岡小膳「源祐実」  
(宋書) スケサネ

年二十三  
同年九月十五日被召出

林田競「平来成」  
(宋書) コリナル

年二十五  
同四年亥七月十日被召出

北村敬太郎「大膳」  
(行右宋書) ヒテノリ  
「源秀則」

年十八  
右同断

村井主計「源博」  
(宋書) ヒロシ

年二十五  
嘉永四亥年十二月廿六日被召出

横田監物「源勝升」  
(宋書) カツマサ

年四十七  
同七甲寅年七月九日再勤并当席江被仰付之

富嶋雅楽助「源武雄」  
(宋書) タケヲ

年二十一

嘉永元戊申年十二月廿六日富嶋二而御語合被仰付  
同五年十二月廿七日横田家相統并御奉公被召出  
同七寅年七月九日実家江引戻、不縁帯刀養子ニ被仰付之  
安政三丙辰年七月十三日御番入改名被仰付之  
安政六己未年六月十四日離縁承御暇

山添造酒「源真節」  
(宋書) トキ

年二十一  
嘉永六癸巳年八月十五日被召出

廣瀬布橋「右近」  
(行右宋書) タ、カ  
「源忠功」

年十八  
安政元寅年十二月廿六日被召出

松延留之助「橘資業」  
(宋書) スケナリ

年十四  
右同断

西川勇「源儀忠」  
(宋書) ノリタケ

年十四  
右同断

藤井武吉郎「衛士」  
(行右宋書) タ、ハル  
「忠治」

年十八  
右同断

荻野牧太「源時景」  
(宋書) トキカケ

年十九  
安政二乙卯年六月十日被召出

松川部「源保」  
(宋書) タモツ

年二十六  
安政二乙卯年七月十三日被召出

八木治部「藤善全」  
(朱書) ヨシタケ

年二十三

右同断

根村司馬「平綱紀」  
(朱書) ツナノリ

年二十一

右同断

松井左桜「民弥」「平臻」  
(行右朱書) (朱書) イタル

年十九

安政三丙辰年七月十三日被召出

安政六己未年十二月廿九日改名被仰付之

松川左平次「藤盛忠」  
(朱書) テリタケ

年二十

右同断

村井「総吉郎」「民部」「源忠秀」  
(貞書) (行右書) (朱書) タケ、ヒテ

年十九

安政三丙辰年七月十三日思召を以被召出

安政六己未年十二月廿九日改名被仰付之

小林左「源有」  
(朱書) タモツ

年廿八

同年十月十五日被召出

藤田要人「源延之」  
(朱書) ノフユキ

年廿七

同年十二月廿六日被召出

林小太郎「左衛門」「藤崎」  
(行右朱書) (朱書) アキラ

年十五

同四丁巳年三月三日被召出

安政六己未年十二月廿九日改名被仰付之

中大路益見「源禎福」  
(朱書) ヨシトミ

年二十

同年四月朔日被召出

陶金吾「藤授」  
(朱書) サツク

年二十一

同年五月朔日被召出

「<sup>(朱書)</sup>」渋谷右近「源寛通」  
(朱書) ヒロミチ

年三十

同年五月五日被召出

「<sup>(朱書)</sup>」安政五戊午年六月十五日往生」

嶋村右内「平忠全」  
(朱書) タハミツ

年十九

同年七月十三日被召出

池尾瀧太郎「平良倫」  
(朱書) ヨシトモ

年十五

安政五戊午年七月十三日被召出

川那彦太郎「源行治」  
(朱書) ユキハル

年十四

安政五戊午年七月十三日思召を以被召出

石田志津摩「敬貴」  
(朱書) リタカ

年二十

安政五戊午年七月十三日願之通小右衛門養子被仰付、当席

江被召出

田口恰「藤邦長」  
(朱書) フサ

安政五戊午年十二月廿九日被召出

松本馨之助「令秀」  
(朱書) ヨシヒテ

右同断、思召を以被召出

長尾半弥(朱書)「源洪厚」

安政六己未年七月十三日被召出

奥村式部(朱書)「藤以文」

右同断

蒲生梅之助

右同断

安政六未年十一月四日往生

宮西邦之助(朱書)「奉膳」(朱書)「源孝直」

安政六己未年十二月廿九日被召出

関右橋(朱書)「藤全之」

右同断

長谷川亘(朱書)「源師成」

万延元庚申年閏三月三日被召出

熊崎転(朱書)「藤栄久」

同年七月十三日被召出

塚本斎宮(行右)「建右衛門事」

同年十月廿二日立身被仰付之

田中直樹

同年十二月廿九日被召出

中根壮太郎

右同断

早瀬内匠(行右)「下橋恰事」(朱書)「延之」

文久元酉年三月九日再勤、早瀬家相統被仰付

高山登

文久元辛酉年七月十三日被召出

嶋田民之助

同年八月十五日被召出

隠居

田中勘解由(朱書)「源資成」

年六十二

蒲生図書(朱書)「藤順雄」

年六十五

上原数馬(朱書)「源可篤」

年五十

高山半左衛門(朱書)「源並峯」

年五十一

長尾亀斎(朱書)「源浩信」

年七十四

山添鞆負(朱書)「源直規」

年四十六

石田小右衛門(朱書)「敬起」

年(ママ)

(こばやし) けんた 本願寺史料研究所研究員)

## 《研究所の諸活動（二〇二三年度）》

- 1、本願寺史料研究所保管の文書調査・整理
- 2、研究の社会的還元

## (1) 『本願寺史料研究所報』の編集・発行

第六五号、二〇二三年九月三〇日刊行

第六六号、二〇二四年一月三二日刊行

## (2) ホームページの更新

- 3、『本願寺教団史料』近畿編Ⅱ（大阪編）の編集

- 4、本願寺文化財に関する事

- 5、諸寺院並びに研究所・図書館等の史料調査

- 6、『増補改訂 本願寺史』の編集

## 【第四巻】資料収集・整理・編集

- 7、公開講座

繁田真爾「監獄教誨と浄土真宗——その歴史と現在」

岡村喜史「覚信尼と大谷影堂の留守職」

二〇二四年一月二二日に開法会館において開催し、同年

二月一日から一四日までオンライン配信を実施

- 8、その他

## (1) 本願寺・真宗史に関する質問への回答

## (2) 他の研究機関・研究者との研究連携

## (3) 他機関・研究者よりの保管資料類の閲覧依頼に

対する資料提供

## 《編集後記》

久しぶりの合併号となりました。本号では、大原実代子氏にあそか診療所（六条診療所）あそか花屋町クリニック）の歴史についてまとめていただきました。また、小林健太氏に安政期の本願寺家臣団に関する史料を紹介していただきました。

あそか診療所をはじめ、教団は社会の多様な課題に対して、独自の取り組みを進めてきました。その取り組みには、貴重な歴史的経験が数多く含まれているはずですが、しかし、継続しえなかつた事業のうち、史資料の残存状況から復元が困難で、その実態が分からないものも少なくありません。教団の歴史と伝統を記録していくことの大切さを、いま一度、確認しておきたいと思えます。

本願寺家臣団の史料については、次号以降に続編を掲載予定です。幕末・維新时期に教団の性格が大きく変化するのにもない、家臣団もまた、その影響を受けていきます。紹介いただいた史料は、当時の教団組織を考えるうえでの貴重な情報となります。

さて、このたび『増補改訂 本願寺史』第四巻が刊行となりました。本文編に関してはこれで完結となり、今後は年表・索引の刊行準備を進めて参ります。

第四巻では、概ね一九三三年から二〇〇〇年までの教団史を概説しました。教団の現在地を確かめるための重要な手がかりが数多く含まれているはずですが、皆様にはぜひ手に取っていただきますようお願い申し上げます。